



災害対策基本法に基づく「防災基本計画」等において、地方公共団体は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成や、円滑な災害応急対応及び復旧・復興のための退職者の活用等の人材確保方策を予め整えるよう努めることとされているところ



○ 防災の専門性を有する外部人材を、地方公共団体の「防災監」や「危機管理監」等で採用・配置するに当たり、必要となる知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として証明することで、地方公共団体における人材確保に資する

※ なお、「地域防災マネージャー」の交付を受けた者の採用・配置に要する経費（人件費）については、特別交付税措置の対象となる

## 証明要件

1. 次に掲げる研修のいずれかを受講している者

・ 内閣府「防災スペシャリスト養成研修」全コース（防災基礎※を除く）

目的：防災活動の前提と遂行能力の習得

対象：国・地方公共団体で、①災害対策本部運営の中心的役割を担う職員、②個別課題に専門的に従事する職員、③防災部門の新任職員

研修構成：全10コース（防災基礎※、災害への備え、警報避難、応急活動・資源管理、被災者支援、復旧・復興、指揮統制、対策立案、人材育成、総合監理）

・ 防衛省「防災危機管理教育」

目的：地方公共団体等の防災・危機管理担当部課等で勤務するための専門知識・技能・能力を備えた人材の育成

対象：自衛官

・ その他上記の研修と同様の効果を得られるものと認められる研修

2. 次に掲げる防災実務経験をいずれも有する者

① 国の行政機関職員の課長補佐相当職以上の職位を経験      ② 防災行政経験5年以上又は災害派遣任務を有する部隊等経験2年以上

## 応援職員派遣制度（短期派遣）の目的

- (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）
- (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

### (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

#### 「総括支援チーム」とは

- ① **役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援  
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など
- ② **構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
  - ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
  - ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

総括支援チームの活動事例

- 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
  - ・被災市区町村の被害状況の把握
  - ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
- 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
  - ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
  - ・災害対応についての首長への助言
  - ・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

総括支援チームの構成イメージ

災害マネジメント総括支援員 (GADM)	(1名)
災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者	(1～2名)
連絡調整要員	(1～2名)

#### 災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

- ① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録
- ② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本

## (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

